

# 津久見市議会 全員協議会の運営に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、津久見市議会会議規則（昭和42年津久見市議会規則第1号）第166条により特に重要な案件について事前調整、報告等が必要な場合において、議員相互又は市長と協議・調整を行うため設置された津久見市議会全員協議会（以下「全員協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

## (協議事項)

第2条 全員協議会は、次に掲げる事項について協議・調整を行うものとする。

- (1) 市の重要施策に関すること。
- (2) その他議長が必要と認めるもの。

## (会議)

第3条 全員協議会は、議長が招集し、これを主宰する。

- 2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職を行うものとする。
- 3 全員協議会は、議員の定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

## (出席要求)

第4条 全員協議会に、市長、副市長、関係課長及び議長が認めた職員の出席を求めることができる。

- 2 議長が必要と認めるときは、前項以外の者の出席を求めることができる。

## (除斥)

第5条 議長は、協議又は調整すべき事件に直接利害関係のある議員（議長を含む。）を議事に参与させないものとする。ただし、全員協議会の同意があった場合はこの限りでない。

## (同意事項の遵守)

第6条 全員協議会の同意事項は、議員各位において、誠意をもってこれを遵守しなければならない。

## (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、全員協議会の運営に関し必要な事項は、議長が全員協議会に諮って決定するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。